

山口県報

令和元年
6月18日
(火曜日)

職員の職務発明等に関する規程（平成元年山口県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第七号様式までの規定中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。

目 次



山口県告示第五十六号

○ 訓令
職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令（管財課）……………一

○ 告示

救急病院の認定（医療政策課）……………一

漁業災害補償法第八条第二項の規定による同意（農林水産政策課）……………一

急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）……………二

○ 公告

国土調査の成果の認証（政策企画課）……………一

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出（商政課）……………二

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（商政課）……………二

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和元年六月十八日

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限

独立行政法人 国立病院 岩国市愛宕町一丁目一番一号 令和四、六、一四
機構岩国医療センター

山口県訓令第三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第八条第二項の規定による同意があつたと認めた。

令和元年六月十八日

府 中 一
各 出 先 機 関 般

山口県労働委員会事務局

区域 分

山口県知事 村岡嗣政

職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年六月十八日

職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

山口県知事 村岡嗣政

奈古区域 白木、森野区域	区	分
小型定置網漁業 主として沖建網を使用して営む漁業	区	分

山口県告示第五十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和元年六月十八日

山口県知事 村岡嗣政

の成果を次のとおり認証しました。
令和元年六月十八日

山口県知事 村岡嗣政

一 國土調査を行つた者の名称等

一 区域の名称 日積(3D)地区	二 区域の範囲 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一 号と十二号を結んだ線に囲まれた区域
---------------------	---

市名	大字名	字名	地番	標柱番号
柳井市	日積			
下的場	内	下的場	三二三〇	一号
外			三二一三	二号
三二一三	三二〇五の一	三二一三	三二一三	三号
三二〇四の一	三二七四	三二一三	三二一三	四号
三二三六の二	三二三八の一	三二一三	三二一三	五号
三二三七の一	三二三八の一	三二一三	三二一三	六号
三二三八の一		三二一三	三二一三	七号
		三二一三	三二一三	八号
		三二一三	三二一三	九号
		三二一三	三二一三	十号
		三二一三	三二一三	十一号
		三二一三	三二一三	十二号

国土調査を行つた期間	成果の名称	国土調査を行つた地域
平成二十九年四月三日から平成三十年八月二十一日まで	山口市地籍簿	山口市
平成二十九年四月三日から平成三十年八月十四日まで	阿東生雲西分の一部	宮野上及び宮野下の各一部

二 認証年月日
令和元年六月十八日

(二八) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、次とのおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和元年六月十八日から同年十月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年六月十八日

山口県知事 村岡嗣政

- 一大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ゆめタウン宇部
所 在 地 宇部市大字妻崎開作四一五の一
- 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所
株式会社イズミ 広島市東区二葉の里二丁目二番一號
代 表 者 の 氏 名 山西 泰明
- 変更に係る事項の概要

(二七) 国土調査の成果の認証



変更に係る事項	変更前	変更後
駐車場の自動車の出入口の数	五箇所	八箇所

四 届出年月日
令和元年五月三十一日

五 変更年月日
令和二年一月三十一日

一大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン宇部
所在地 宇部市大字妻崎開作四一五の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所
株式会社イズミ 広島市東区二葉の里三丁目三番一号
三 変更に係る事項
駐車場の位置及び駐車場の自動車の出入口の位置
四 届出年月日
令和元年五月三十一日

五 変更年月日
令和二年一月三十一日

一大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成三十一年二月五日山口県公告（二三三）に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聽きました。
当該意見は、令和元年六月十八日から同年七月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年六月十八日

一大規模小売店舗の名称及び所在地
山口県知事 村岡嗣政

二 名称 クロスモール下関長府
所在地 下関市長府才川一丁目四二
意見の概要 特に配慮を求める事項はない。

令和元年六月十八日印行

発行人所

山口県知事